

## 会社提案

## 第1号議案 定款一部変更の件

当社は、取得請求期間の末日である2016年6月30日までに取得請求のなかった第十一回第十一種優先株式を、2016年7月1日付で全て取得し、2016年7月13日付で保有する全ての第十一回第十一種優先株式を消却いたしましたので、発行可能株式総数および第十一種優先株式に係る発行可能種類株式総数を減ずるとともに、所要の変更を行うものです。

変更の内容は、次の通りです。

(下線は変更部分を示す)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、52,214,752,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて1,500,000,000株を、それぞれ超えないものとする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、51,300,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて1,500,000,000株を、それぞれ超えないものとする。
普通株式 48,000,000,000株	普通株式 48,000,000,000株
第十一種の優先株式 914,752,000株	
第一回第十四種の優先株式 900,000,000株	第一回第十四種の優先株式 900,000,000株
第二回第十四種の優先株式 900,000,000株	第二回第十四種の優先株式 900,000,000株
第三回第十四種の優先株式 900,000,000株	第三回第十四種の優先株式 900,000,000株
第四回第十四種の優先株式 900,000,000株	第四回第十四種の優先株式 900,000,000株
第一回第十五種の優先株式 900,000,000株	第一回第十五種の優先株式 900,000,000株
第二回第十五種の優先株式 900,000,000株	第二回第十五種の優先株式 900,000,000株
第三回第十五種の優先株式 900,000,000株	第三回第十五種の優先株式 900,000,000株
第四回第十五種の優先株式 900,000,000株	第四回第十五種の優先株式 900,000,000株
第一回第十六種の優先株式 1,500,000,000株	第一回第十六種の優先株式 1,500,000,000株
第二回第十六種の優先株式 1,500,000,000株	第二回第十六種の優先株式 1,500,000,000株
第三回第十六種の優先株式 1,500,000,000株	第三回第十六種の優先株式 1,500,000,000株
第四回第十六種の優先株式 1,500,000,000株	第四回第十六種の優先株式 1,500,000,000株
(優先配当金)	(優先配当金)
第13条 当社は、第48条に定める剰余金の配当(ただし、同条に定める中間配当を除く。)については、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。	第13条 当社は、第48条に定める剰余金の配当(ただし、同条に定める中間配当を除く。)については、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

現行定款	変更案
<p>第十一種の優先株式  <u>1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</u>                      第一回から第四回までの第十四種の優先株式                      1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額                      第一回から第四回までの第十五種の優先株式                      1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額                      第一回から第四回までの第十六種の優先株式                      1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額                      ② (条文省略)                      ③ (条文省略)                      (残余財産の分配)                      第15条 当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。  <u>第十一種から第四回第十六種までの優先株式</u>                      1株につき1,000円                      ② (条文省略)                      (優先株式の取得請求)                      第19条 <u>第十一種の優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間中、当会社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当会社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会の決議で定める。</u>                      ② 第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株主は、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める取得を請求することができる期間（以下、前項に定める期間とあわせて「取得請求期間」という。）中、当会社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当会社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める。</p>	<p>第一回から第四回までの第十四種の優先株式                      1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額                      第一回から第四回までの第十五種の優先株式                      1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額                      第一回から第四回までの第十六種の優先株式                      1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額                      ② (現行のとおり)                      ③ (現行のとおり)                      (残余財産の分配)                      第15条 当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。  <u>第一回第十四種から第四回第十六種までの優先株式</u>                      1株につき1,000円                      ② (現行のとおり)                      (優先株式の取得請求)                      第19条 (削除)                      第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株主は、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当会社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当会社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(優先株式の一斉取得)</p> <p>第20条 当社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第十一種、第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式1株の払込金相当額（ただし、第十一種優先株式については、1,000円とする。以下同じ。）を当社の普通株式の時価で除して得られる数とする。ただし、普通株式の時価は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は一銭の位まで算出し、その一銭の位を四捨五入する。</p> <p>② 前項の普通株式の数は、<u>第十一種の優先株式については、当該優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額で除して得られる株式の数、ならびに第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式については、当該優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める下限取得価額で除して得られる株式の数を上限とする。</u></p> <p>③ (条文省略)</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>⑤ (条文省略)</p>	<p>(優先株式の一斉取得)</p> <p>第20条 当社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式1株の払込金相当額を当社の普通株式の時価で除して得られる数とする。ただし、普通株式の時価は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は一銭の位まで算出し、その一銭の位を四捨五入する。</p> <p>② 前項の普通株式の数は、第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式については、当該優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める下限取得価額で除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>④ (現行のとおり)</p> <p>⑤ (現行のとおり)</p>

## 第2号議案 取締役13名選任の件

第14期定時株主総会で選任されました全取締役13名のうち、津原 周作および藤原 弘治の両氏は2017年4月1日付で取締役を辞任しております。両氏を除く取締役11名は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次の通りです。

なお、社外取締役候補者6名については、全員が当社の定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。(同基準の概要については29頁をご参照ください。)

候補者番号		氏名	現在の当社における地位および担当	
1	再任	さとう やすひろ 佐藤 康博	取締役 兼 執行役社長 (代表執行役) グループCEO	
2	新任	にしやま たかのり 西山 隆憲	執行役常務 コンプライアンス統括グループ長 (グループCCO)	
3	再任	いいた こういち 飯田 浩一	取締役 兼 執行役常務 企画グループ長 (グループCSO)	
4	新任	うめみや まこと 梅宮 真	執行役常務 財務・主計グループ長 (グループCFO)	
5	新任	しばた やすゆき 柴田 保之	執行役員 リスク統括部長	
6	再任 非執行	あや りゅうすけ 綾 隆介	取締役 兼 執行役常務 リスク管理グループ長 (グループCRO)	
7	再任 非執行	ふなき のぶかつ 船木 信克	取締役	監査委員
8	再任 社外	せき てつお 関 哲夫	取締役	報酬委員 監査委員
9	再任 社外	かわむら たかし 川村 隆	取締役	指名委員 報酬委員
10	再任 社外	かいなか たつお 甲斐中 辰夫	取締役	指名委員 報酬委員 監査委員
11	再任 社外	あべ ひろたけ 阿部 紘武	取締役	報酬委員 監査委員
12	再任 社外	おおた ひろこ 大田 弘子	取締役	指名委員
13	新任 社外	こばやし いずみ 小林 いずみ	リスク委員会 委員 (外部専門家)	

**社外** 会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者

**非執行** 社内取締役 (会社法第2条第15号に定める社外取締役以外の取締役をいう) のうち、当社または当社の子会社の執行役、執行役員、専門役員、使用人または業務執行取締役を兼務しない者

候補者  
番号

1

さとう やすひろ  
**佐藤 康博**

1952年4月15日生 (65歳)

再任



現在の当社における 地位および担当	取締役 兼 執行役社長 (代表執行役) グループCEO
所有する当社の株式の数	普通株式 45,180株
取締役会等への出席状況 (2016年度)	取締役会13/13回 (100%)

### ■ 取締役候補者とした理由

1976年より、当社グループの一員として、経営企画、国際業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、グループCEOや株式会社みずほ銀行取締役頭取として、経営経験も豊富な人物であります。業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

### ■ 略歴

2003年3月	MHCB 執行役員インターナショナルバンキングユニット・シニアコーポレートオフィサー
2004年4月	同 常務執行役員営業担当役員
2006年3月	同 常務取締役コーポレートバンキングユニット統括役員
2007年4月	同 取締役副頭取内部監査統括役員
2009年4月	同 取締役頭取 (2013年7月まで)
2009年6月	当社 取締役
2011年6月	MHBK 取締役 当社 取締役社長 (グループCEO) (2014年6月まで)
2013年7月	MHBK 取締役頭取 <sup>(注)1</sup>
2014年4月	同 取締役 (現任) MHTB 取締役 (現任) MHS C 取締役 (現任)
2014年6月	当社 取締役兼執行役社長 (グループCEO) (現任)

(用語の定義) MHBK：株式会社みずほ銀行、MHCB：株式会社みずほコーポレート銀行、MHTB：みずほ信託銀行株式会社、MHS C：みずほ証券株式会社

### ■ 重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行 取締役 / みずほ信託銀行株式会社 取締役 / みずほ証券株式会社 取締役

候補者  
番号

2

にしやま たかのり  
**西山 隆憲**

1962年5月9日生（55歳）

新任



現在の当社における 地位および担当	執行役常務 コンプライアンス統括グループ長（グループCCO）
所有する当社の株式の数	普通株式 108,500株
取締役会等への出席状況 （2016年度）	—

### ■ 取締役候補者とした理由

1985年より、当社グループの一員として、広報、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。コンプライアンス統括グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

### ■ 略 歴

2012年4月	MH B K 営業店業務第五部長
2014年4月	同 執行役員大宮支店長
2015年4月	同 常務執行役員営業担当役員
2016年4月	同 常務執行役員営業部店担当役員
2017年4月	当社 執行役常務コンプライアンス統括グループ長（現任） MH B K 常務取締役コンプライアンス統括グループ長（現任）

（用語の定義）MH B K：株式会社みずほ銀行

### ■ 重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行 常務取締役



候補者  
番号

3

い い だ こう い ち  
**飯田 浩一**

1962年10月6日生 (54歳)

再任



現在の当社における 地位および担当	取締役 兼 執行役常務 企画グループ長 (グループCSO)
所有する当社の株式の数	普通株式 11,520株
取締役会等への出席状況 (2016年度) <sup>(注) 2</sup>	取締役会11/11回 (100%)

### ■ 取締役候補者とした理由

1986年より、当社グループの一員として、財務・主計、経営企画、投資銀行業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。企画グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

### ■ 略 歴

2012年 4月	MHCB 営業第十部長 MHSC コーポレートカバレッジ第一部長 (2016年4月まで)
2013年 7月	MHBK 営業第十部長 <sup>(注) 1</sup>
2015年 4月	同 執行役員営業第十部長
2016年 4月	当社 執行役常務財務・主計グループ長 MHBK 常務取締役財務・主計グループ長 (2017年4月まで)
2016年 6月	当社 取締役兼執行役常務財務・主計グループ長
2017年 4月	同 取締役兼執行役常務企画グループ長 (現任) MHBK 常務取締役企画グループ長 (現任)

(用語の定義) MHBK：株式会社みずほ銀行、MHCB：株式会社みずほコーポレート銀行、  
MHSC：みずほ証券株式会社

### ■ 重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行 常務取締役

候補者  
番号

4

うめみや まこと  
**梅宮 真**

1964年12月23日生 (52歳)

新任



現在の当社における 地位および担当	執行役常務 財務・主計グループ長 (グループCFO)
所有する当社の株式の数	普通株式 18,900株
取締役会等への出席状況 (2016年度)	—

### ■ 取締役候補者とした理由

1987年より、当社グループの一員として、財務企画、ポートフォリオマネジメント、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。財務・主計グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

### ■ 略歴

2012年 4月	MH B K 大阪支店長
2014年 4月	当社 財務企画部長 MH B K 財務企画部長
2015年 4月	当社 執行役員財務企画部長 MH B K 執行役員財務企画部長
2017年 4月	当社 執行役常務財務・主計グループ長 (現任) MH B K 常務取締役財務・主計グループ長 (現任)

(用語の定義) MH B K：株式会社みずほ銀行

### ■ 重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行 常務取締役



候補者  
番号

5

しばた やすゆき  
**柴田 保之**

1962年8月21日生 (54歳)

新任



現在の当社における 地位および担当	執行役員 リスク統括部長
所有する当社の株式の数	普通株式 24,600株
取締役会等への出席状況 (2016年度)	—

### ■ 取締役候補者とした理由

1986年より、当社グループの一員として、市場業務、リスク管理等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。同氏は、2017年6月に執行役常務リスク管理グループ長に就任予定でございますが、リスク管理グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

### ■ 略歴

2011年4月	MHCB ALM部香港資金室長
2013年7月	MHBK 市場業務部香港資金室長 <small>(注) 1</small>
2014年4月	同 米州資金部長
2015年4月	同 執行役員米州資金部長
2016年7月	当社 執行役員総合リスク管理部長 MHBK 執行役員総合リスク管理部長
2017年4月	当社 執行役員リスク統括部長 (現任) MHBK 執行役員リスク統括部長 (現任)

(用語の定義) MHBK：株式会社みずほ銀行、MHCB：株式会社みずほコーポレート銀行

### ■ 重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行常務取締役 (2017年6月下旬に就任予定)

候補者  
番号

6

あや  
**綾**  
りゅうすけ  
**隆介**

1960年5月20日生（57歳）

再任 非執行



現在の当社における 地位および担当	取締役 兼 執行役常務 リスク管理グループ長（グループCRO）
所有する当社の株式の数	普通株式 146,380株
取締役会等への出席状況 （2016年度）	取締役会13／13回（100％）

### ■ 取締役候補者とした理由

1984年より、当社グループの一員として、総合リスク管理、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。同氏は、本定時株主総会での承認を前提として、執行役を兼務しない取締役となる予定でございますが、その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。

### ■ 略歴

2012年 4月	当社 執行役員総合リスク管理部長（2013年11月まで） MHBK 執行役員総合リスク管理部長 MHC B 執行役員総合リスク管理部長
2013年 7月	MHBK 執行役員総合リスク管理部長 <sup>(注) 1</sup>
2013年11月	当社 常務執行役員リスク管理グループ長（2014年6月まで） MHBK 常務執行役員リスク管理グループ長 MHT B 常務執行役員リスク管理グループ担当役員 MHS C 常務執行役員リスク管理グループ担当役員
2014年 4月	MHBK 常務取締役リスク管理グループ長（現任）
2014年 6月	当社 取締役兼執行役常務リスク管理グループ長（現任）

（用語の定義）MHBK：株式会社みずほ銀行、MHC B：株式会社みずほコーポレート銀行、  
MHT B：みずほ信託銀行株式会社、MHS C：みずほ証券株式会社

### ■ 重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行取締役（2017年6月下旬に非執行の取締役に就任予定）

候補者  
番号

7

ふ な き の ぶ か つ  
**船木 信克**

1959年3月30日生（58歳）

再任 非執行



現在の当社における 地位および担当	取締役 監査委員
所有する当社の株式の数	普通株式 37,000株
取締役会等への出席状況 (2016年度)	取締役会13/13回 (100%) 監査委員会18/18回 (100%)

### ■ 取締役候補者とした理由

1981年より、当社グループの一員として、主計、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当社監査委員として、監査経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

### ■ 略歴

2010年3月	MHCB 常勤監査役（2013年6月まで）
2013年4月	MHSC 社外監査役（2014年6月まで）
2013年6月	当社 常勤監査役
2014年6月	同 取締役（現任）

（用語の定義）MHCB：株式会社みずほコーポレート銀行、MHSC：みずほ証券株式会社

### ■ 重要な兼職の状況

なし

候補者  
番号

8

せき

関

てつお

哲夫

1938年7月29日生（78歳）

再任

社外



現在の当社における 地位および担当	取締役	報酬委員	監査委員
所有する当社の株式の数	普通株式 21,100株		
取締役会等への出席状況 (2016年度)	取締役会13/13回 (100%)	報酬委員会13/13回 (100%)	監査委員会18/18回 (100%)

### ■ 取締役候補者とした理由等

関氏は、新日本製鐵株式会社代表取締役副社長および株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長のほか、公益社団法人日本監査役協会会長および日本郵政株式会社監査委員長も歴任されております。同氏の経営者等としての豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループの内部統制システムやグループガバナンスのさらなる高度化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

### ■ 関氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。

### ■ 取締役会、委員会での活動状況

経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、連結当期純利益を確保していくための抜本的対策の検討、ならびに国内店舗戦略におけるエリア管理体制および収益管理手法の高度化の重要性等について積極的な提言を行いました。

### ■ 略歴

1963年4月	八幡製鐵株式会社 入社
1993年6月	新日本製鐵株式会社 取締役
1997年4月	同 常務取締役
2000年4月	同 代表取締役副社長
2003年6月	同 常任顧問
2004年6月	同 常任監査役
2006年6月	テルモ株式会社 社外取締役（2008年9月まで）
2007年3月	サッポロホールディングス株式会社 社外取締役（2008年9月まで）
2007年6月	株式会社東京金融取引所 社外取締役（2008年9月まで）
2007年10月	公益社団法人日本監査役協会 会長（2008年10月まで）
	日本郵政株式会社 社外取締役（2008年9月まで）
2008年6月	新日本製鐵株式会社 常任顧問（2008年9月まで）
2008年10月	株式会社商工組合中央金庫 代表取締役社長
2013年6月	同 相談役
2015年6月	同 名誉顧問（現任）
	当社 社外取締役（現任）
2016年3月	サッポロホールディングス株式会社 監査役（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

サッポロホールディングス株式会社 監査役

候補者  
番号

9

かわむら  
**川村**

たかし  
**隆**

1939年12月19日生 (77歳)

再任 社外



現在の当社における 地位および担当	取締役	指名委員	報酬委員
所有する当社の株式の数	普通株式 130,000株		
取締役会等への出席状況 (2016年度)	取締役会13/13回 (100%)	指名委員会12/12回 (100%)	報酬委員会13/13回 (100%)

### ■ 取締役候補者とした理由等

川村氏は、株式会社日立製作所代表執行役 執行役会長 兼 執行役社長 兼 取締役、代表執行役 執行役会長 兼 取締役および取締役会長を歴任されております。同氏は、この間、グローバルに通用する企業統治のあり方を模索され、大胆な経営改革とガバナンス改革の陣頭指揮を執ってこられました。同氏の、その豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループガバナンスの高度化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

### ■ 川村氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。

同氏が2017年6月に取締役会長（社外取締役）に就任予定の東京電力ホールディングス株式会社と、当社グループとの取引関係等については、同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高および当社の連結業務粗利益に占める同社グループとの取引による業務粗利益がいずれも1%未満であること等から、就任された場合にも、独立性に影響を与えるものではございません。

### ■ 取締役会、委員会での活動状況

経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、メリハリの効いた事業ポートフォリオ戦略、人員のスリム化や効率化も含めた経費削減の更なる踏み込み、および経営監査にフォーカスした内部監査の重要性等について積極的な提言を行いました。

### ■ 略歴

1962年 4月	株式会社日立製作所入社
1995年 6月	同 取締役
1997年 6月	同 常務取締役
1999年 4月	同 代表取締役取締役副社長
2003年 4月	同 取締役 (2007年6月まで)
2003年 6月	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役会長兼代表執行役
2005年 6月	日立プラント建設株式会社取締役会長 (2009年6月まで)
2006年 6月	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役会長 (2007年6月まで)
2007年 6月	日立マクセル株式会社取締役会長 (2009年6月まで)
2009年 4月	株式会社日立製作所代表執行役 執行役会長兼執行役社長
2009年 6月	同 代表執行役 執行役会長兼執行役社長兼取締役
2010年 4月	同 代表執行役 執行役会長兼取締役
2011年 4月	同 取締役会長
2014年 4月	同 取締役
2014年 6月	同 相談役 (2016年6月まで) 当社 社外取締役 (現任)

### ■ 重要な兼職の状況

株式会社日本経済新聞社 社外監査役

※1 株式会社ニトリホールディングス 社外取締役については、2017年5月に退任しております。

※2 いちご株式会社 社外取締役については、2017年5月に退任予定です。

※3 カルビー株式会社 社外取締役については、2017年6月に退任予定です。

候補者  
番号

10

か い な か た つ お  
**甲斐中 辰夫**

1940年1月2日生 (77歳)

再任 社外



現在の当社における 地位および担当	取締役	指名委員	報酬委員	監査委員
所有する当社の株式の数	普通株式 16,200株			
取締役会等への出席状況 (2016年度)	取締役会13/13回 (100%)	指名委員会12/12回 (100%)	報酬委員会13/13回 (100%)	監査委員会17/18回 (94%)

### ■ 取締役候補者とした理由等

甲斐中氏は、東京高等検察庁検事長、最高裁判所判事等を歴任され、現在は弁護士として活躍されております。同氏の、その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよび危機管理体制等のさらなる強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

### ■ 甲斐中氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。弁護士である同氏と当社グループの関係については、同氏および同氏が所属する卓照綜合法律事務所が、当社社外取締役としての役員報酬以外に、当社グループから金銭その他の財産上の利益を得ていないこと等から、独立性に影響を与えるものはありません。

### ■ 取締役会、委員会での活動状況

最高裁判所判事および弁護士等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、人材採用計画も踏まえた長期的視野による人員計画、安全性を重視した次期システムプロジェクト推進、およびコンプライアンスの重要性等について積極的な提言を行いました。

さらに同氏は報酬委員会委員長として、当社取締役等の個人別の報酬、当社および中核子会社の役員報酬制度等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導いたしました。

### ■ 略 歴

1966年 4月 検事任官  
 2002年 1月 東京高等検察庁検事長  
 2002年10月 最高裁判所判事  
 2010年 3月 東京弁護士会弁護士登録  
 2010年 4月 卓照綜合法律事務所入所 (現任)  
 2011年 1月 生命保険契約者保護機構理事長 (現任)  
 2013年11月 MHBK 社外取締役 (2014年6月まで)  
 2014年 6月 当社 社外取締役 (現任)

(用語の定義) MHBK：株式会社みずほ銀行

### ■ 重要な兼職の状況

卓照綜合法律事務所 所属弁護士 / 生命保険契約者保護機構 理事長 /  
 株式会社オリエンタルランド 社外監査役



候補者  
番号

11

あ べ ひろたけ  
**阿部 紘武**

1944年11月13日生 (72歳)

再任 社外



現在の当社における 地位および担当	取締役	報酬委員	監査委員
所有する当社の株式の数	普通株式 21,100株		
取締役会等への出席状況 (2016年度) <sup>(注)3</sup>	取締役会 13 / 13回 (100%)	報酬委員会 6 / 6回 (100%)	監査委員会 18 / 18回 (100%)

### ■ 取締役候補者とした理由等

阿部氏は、監査法人トーマツ包括代表社員（CEO）等を歴任され、現在は公認会計士として活躍されております。その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由から、また、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有していること等から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

### ■ 阿部氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。公認会計士である同氏と当社グループの関係については、同氏および同氏が所属する公認会計士阿部紘武事務所は、当社社外取締役としての役員報酬以外に、当社グループから金銭その他の財産上の利益を得ておりません。また、同氏の近親者が務める企業は、当社グループと取引があるも、近親者は同社の役員ないし重要な使用人等に該当せず、また同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高は約1.7%であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。

### ■ 取締役会、委員会での活動状況

公認会計士としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、中期経営計画の目標やビジョンのグループ会社への浸透、コンプライアンス態勢の充実を含めた内部統制システムの運用、および国内店舗戦略における地域金融機関とのビジネス連携強化の重要性等について積極的な提言を行いました。

### ■ 略歴

1970年 1月	等松・青木監査法人入社
1985年 6月	米国デロイト トウシュ会計事務所ニューヨーク事務所 出向 (1992年10月まで)
1990年 7月	監査法人トーマツ 代表社員
2001年 6月	同 包括代表社員 (CEO) (2007年5月まで)
2004年 6月	デロイト トウシュ トーマツ リミテッド エグゼクティブメンバー (2007年5月まで)
2007年 6月	監査法人トーマツ シニアアドバイザー (2009年12月まで)
2010年 1月	公認会計士阿部紘武事務所 (現任)
2010年 6月	コネクシオ株式会社 社外監査役 (現任)
2010年 9月	中央大学専門職大学院 客員教授 (2012年3月まで)
2011年 6月	本田技研工業株式会社 社外監査役 (2015年6月まで)
2012年10月	新日鐵住金株式会社 社外監査役 (2016年6月まで)
2015年 6月	当社 社外取締役 (現任)

### ■ 重要な兼職の状況

公認会計士阿部紘武事務所 / コネクシオ株式会社 社外監査役



候補者  
番号

12

おおた ひろこ  
**大田弘子**

1954年2月2日生（63歳）

再任 社外



現在の当社における 地位および担当	取締役 <b>指名委員</b>
所有する当社の株式の数	普通株式 5,000株
取締役会等への出席状況 (2016年度)	取締役会13/13回 (100%) 指名委員会12/12回 (100%)

### ■ 取締役候補者とした理由等

大田氏は、政策研究大学院大学教授および内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）等を歴任され、現在は、政策研究大学院大学で教鞭を執られるとともに、内閣府規制改革推進会議議長、政府税制調査会委員等の重責を担われております。同氏の豊富な経験と高い識見・専門性、特に公共政策・経済政策といったマクロ的な視点や日本再生のための高い課題認識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

### ■ 大田氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。

### ■ 取締役会、委員会での活動状況

政策研究大学院大学教授および内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、生産性向上を目指す「構造改革型のオペレーショナルエクセレンス」、本部機能のスリム化を含む本部改革、および注力・縮退分野をより明確にする事業ポートフォリオ戦略の重要性等について積極的な提言を行いました。

さらに同氏は取締役会議長として、当社グループの経営の基本方針等について、取締役会としての決議に向け議案審議を主導いたしました。

### ■ 略歴

1996年4月	埼玉大学大学院政策科学研究科 助教授
1997年10月	政策研究大学院大学 助教授
2001年4月	同 教授
2002年4月	内閣府 参事官
2003年3月	同 大臣官房 審議官
2004年4月	同 政策統括官（経済財政分析担当）
2005年8月	政策研究大学院大学 教授
2006年9月	経済財政政策担当大臣
2008年8月	政策研究大学院大学 教授（現任）
2009年4月	同 副学長（2011年3月まで）
2014年6月	当社 社外取締役（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

政策研究大学院大学 教授 / JXTGホールディングス株式会社 社外取締役 / パナソニック株式会社 社外取締役

候補者  
番号

13

こばやし

小林 いずみ

新任 社外

1959年1月18日生 (58歳)



招集ご通知

現在の当社における 地位および担当	リスク委員会 委員 (外部専門家)
所有する当社の株式の数	普通株式 0株
取締役会等への出席状況 (2016年度)	—

### ■ 取締役候補者とした理由等

小林氏は、メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長および世界銀行グループ多数国間投資保証機関長官を歴任されております。同氏の国内外で培ってきた豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

### ■ 小林氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。同氏は2014年7月より、外部専門家として当社のリスク委員会委員に就任しています。リスク委員会は当社の取締役会によるリスクガバナンスに関する決定・監督、およびリスク管理の状況等の監督に際し助言を行う諮問機関であり、同委員就任に伴う所定の報酬を受けているも、独立性に影響を与えるものではございません。

### ■ 略歴

1981年 4月	三菱化成工業株式会社 (現 三菱化学株式会社) 入社
1985年 6月	メリルリンチ・フューチャーズ・ジャパン株式会社 入社
2001年12月	メリルリンチ日本証券株式会社 代表取締役社長 (2008年11月まで)
2002年 7月	株式会社大阪証券取引所 社外取締役
2008年11月	世界銀行グループ多数国間投資保証機関長官
2013年 7月	A NAホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)
2013年11月	サントリーホールディングス株式会社 社外取締役 (2017年3月まで)
2014年 6月	三井物産株式会社 社外取締役 (現任)
2014年 7月	当社リスク委員会委員 (外部専門家) (現任)
2015年 4月	公益社団法人経済同友会 副代表幹事 (現任)
2016年 6月	日本放送協会経営委員会委員 (現任)

### ■ 重要な兼職の状況

A NAホールディングス株式会社 社外取締役 / 三井物産株式会社 社外取締役 /  
日本放送協会 経営委員会委員

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

株主の皆様へ

- (注) 1. 株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほコーポレート銀行を吸収合併存続会社として2013年7月1日に合併し、株式会社みずほコーポレート銀行の商号を株式会社みずほ銀行に変更いたしました。
2. 飯田浩一氏については、2016年6月の当社取締役就任以降、2016年度に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
3. 阿部紘武氏については、2016年10月の当社報酬委員就任以降、2016年度に開催された報酬委員会への出席状況を記載しております。
4. 社外取締役との責任限定契約について  
社外取締役候補者である関哲夫、川村隆、甲斐中辰夫、阿部紘武および大田弘子の5氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。本総会で上記5氏および小林いずみ氏の各社外取締役候補者が選任された場合は、上記5氏については同内容の契約を継続する予定であり、小林いずみ氏については同内容の契約を締結する予定であります。
5. 関哲夫、川村隆、甲斐中辰夫、阿部紘武および大田弘子の5氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であり、小林いずみ氏についても、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 本議案が承認された場合、取締役会の議長および副議長ならびに委員会の構成および委員長について以下を予定しております。  
取締役会議長：大田弘子  
取締役会副議長：綾隆介  
指名委員会：川村隆（委員長）、関哲夫、甲斐中辰夫、大田弘子、小林いずみ  
報酬委員会：甲斐中辰夫（委員長）、関哲夫、川村隆、阿部紘武  
監査委員会：関哲夫（委員長）、甲斐中辰夫、阿部紘武、綾隆介、船木信克  
リスク委員会：綾隆介（委員長）、小林いずみ、川北英隆（外部専門家）  
（諮問機関）
7. 取締役の年齢は、本総会時の満年齢となります。
8. 関哲夫氏が2008年10月から2013年6月まで代表取締役社長を務めていた株式会社商工組合中央金庫は、2017年5月9日に経済産業省、財務省、金融庁、農林水産省より、危機対応業務の要件確認における不正行為事案に関し、株式会社商工組合中央金庫法第59条および株式会社日本政策金融公庫法第24条に基づく行政処分を受けております。
9. 川村隆氏が社外監査役を務めていた（2016年6月に退任）日本原燃株式会社は、2016年3月に総務省東北総合通信局より発出された「電波法第81条に基づく報告の徴収について」（東通環第55号）に基づき、電波法に基づく高周波利用設備設置等に関する許可申請の一部申請漏れを同局へ報告し、1992年3月から2016年3月までの期間において総務大臣の許可を受けずに高周波利用設備を設置し運用していたことについて、2016年10月21日付東通環第233号「電波法の遵守について（厳重注意）」により、東北総合通信局長から厳重注意を受けました。  
同氏は本件に関与しておらず、また日頃から取締役会等において、法令等遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。本事案発覚後から退任まで、内部監査体制の強化への助言等、社外監査役としての職責を果たしております。
10. 阿部紘武氏が社外監査役を務めているコネクシオ株式会社において、2016年5月、同社は総務省から携帯電話不正利用防止法に基づく是正命令を受けました。同氏は本件に関与しておらず、また日頃から取締役会等において、法令等遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。本事案発覚後、同社のコンプライアンス体制強化への助言等、社外監査役としての職責を果たしております。

## 「当社社外取締役の独立性基準」の概要

1. 当社またはその現在の子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、専門役員または使用人（以下、「業務執行者」という）ではなく、その就任の前10年間に於いても業務執行者ではなかったこと、また、当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、専門役員または使用人ではないこと
2. (1) 当社または中核子会社を主要な取引先とする者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間に於いても業務執行者ではなかったこと  
(2) 当社または中核子会社の主要な取引先である者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間に於いても業務執行者ではなかったこと
3. 当社または中核子会社から、一定額（過去3年平均にて年間1,000万円または平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと
4. 当社またはその子会社から取締役を受け入れている会社またはその親会社、もしくはその子会社の業務執行者ではないこと
5. 現在、当社またはその子会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社またはその現在の子会社の監査業務を担当したことがないこと
6. 弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社または中核子会社から過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当社または中核子会社を主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザー・ファームの社員等ではないこと
7. 当社またはその現在の子会社の取締役、執行役、執行役員、専門役員または参与、理事、顧問等役員に準ずる地位にある重要な使用人等（以下、「役員に準ずる者」という）の近親者ではなく、また、最近5年間に於いて当該取締役、執行役、執行役員、専門役員または役員に準ずる者であった者の近親者ではないこと、かつ、その近親者が上記1後段、2、3、5、6と同様の基準に該当しないこと（重要でない者を除く）
8. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること
9. 仮に上記2～7のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外取締役候補者とすることができる。  
※ 「中核子会社」：株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社  
※ 「主要な取引先」：直近の事業年度を含む3事業年度各年度の年間連結総売上高（当社の場合は年間連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定

## 株主提案（第3号議案～第19号議案） 一部の株主さまからご提案された議案

31～45頁

- 第3号議案から第18号議案までは、2名以上の株主さまからのご提案です。
- このうち、第4号議案につきましては、2名以上の株主さまからの同一趣旨のご提案ですが、提案理由は異なるため、それらを併記しております。
- 第19号議案は、1名の株主さまからのご提案です。
- 誤字・脱字や事実認識も含め原文のまま記載しておりますが、一部、第三者の名誉やプライバシーに関する箇所は実名等を伏して記載しております。

### 株主提案とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。このご提案につきましては、法令・定款違反等の場合を除いて、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

これを踏まえた検討の結果、今回、一部の株主さまからのご提案を全て掲載しておりますが、取締役会としては、これらの議案いずれにも**反対**しております。

次頁以降の当社取締役会の意見をご確認いただき、議決権の行使をお願い申し上げます。

## 株主提案

### 第3号議案 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）

**反対** 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

#### 1. 提案内容

定款第47条を、以下の様に変更する。

##### ■ 現行の条文

「当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。」

##### ■ 変更案

「当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議により定めることができる。」

#### 2. 提案の理由

当社は、3年前の委員会設置会社への移行時の定款変更に於いて、剰余金の配当の決定機関を取締役会に変更した。これは、無関係な内容を定款変更議案に紛れ込ませた悪質な行為である。実際に、三菱UFJFGは、一昨年の委員会設置会社への移行の際、株主総会による配当決定を禁止していない。当社は、株主から株主総会で配当に関する意思表示を行う権利を奪った。これに対し、取締役会は、株主が配当水準に不満であれば任期1年の取締役を再任しなければよい、と反論する事が予想される。しかし、配当水準には不満だが取締役交代までは必要無い、と考える株主も多くいると思われ、その様な株主から意思表示の機会を奪うのは理不尽である。取締役会で配当額を決める事も可能だが、株主も配当に関する株主提案が可能で、どちらが望ましいかを株主が総会で決定できる様にすべきである。なお当議案は昨年の総会でISSが賛成推奨し、48%の賛成を得ている。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。  
当社取締役会の意見につきましては、次頁で詳しくご説明しておりますのでご覧ください。



## 当社取締役会の意見

**反対** 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

### (取締役会としての意見の骨子)

当社取締役会は、剰余金の配当等の決定機関に関する昨年の株主総会の結果を真摯に受け止め、慎重に審議・検討を重ねた結果、以下の理由から、本議案に反対いたします。

- ・複雑化する国際的な金融規制等への対応が求められる中、当社の資本・配当政策は経営方針と一体で総合的に判断すべきであること
- ・当社の中長期的な企業価値を最大化するためには、資本・配当政策について高度な専門性を備えた当社取締役会において集中的に検討を重ね、総合的判断をすることが最も適切であること
- ・当社取締役会は、株主の皆さまに対する受託者責任を果たし得る体制を備えていること
- ・当社は具体的な配当方針を開示しており、配当決定プロセスの透明性は高いこと
- ・当社は今後とも、株主・投資家の皆さまとの対話と情報開示に取り組んでいく方針であること

### (経営を取り巻く厳しい環境と国際金融規制)

当社グループは、G-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）に指定され、自己資本の十分性などバーゼル規制等の国際的な金融規制の遵守が厳しく求められております。リーマン危機などの経験を踏まえ、金融システムの安定が極めて重要なテーマとなる中、国際的な金融規制は一層複雑化し、かつ強化される方向で議論が続いております。加えて、国内外の政治・経済環境の不透明感が一段と高まる中、あらゆる情報を収集・分析した上で、当社グループにとって最適な資本・配当政策を経営方針と一体で議論・決定することの重要性が従来以上に高まっております。

### (取締役会のみで配当を決定する必要性と妥当性)

コーポレートガバナンス・コードでは、株主に対する受託者責任を十分に果たし得る取締役会が存在する場合には、総会決議事項の一部を取締役に委任することが「経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合がある」とされており（補充原則1-1②）、わが国の指名委員会等設置会社の大半が、取締役会のみで剰余金の配当を決定しております。

### 株主還元方針や剰余金の配当等の決定機関に関する取締役会等での議論

2016年	7月	社外取締役会議	・取締役会のみで配当を決定する妥当性を確認
2016年	8月	取締役会	・投資家の意見を共有し、今後の対応方針を議論
2016年	9月	取締役会	・株主の皆さま向けの説明内容について議論
2016年	11月	取締役会	・中間配当金決議、追加の情報開示を議論
2017年	1月	社外取締役会議	・投資家との対話内容を確認、今後の方針を議論
2017年	2月	取締役会	・2017年度業務計画と併せ株主還元方針も議論
2017年	4月	取締役会	・配当（株主還元方針）の考え方について議論
2017年	5月	取締役会	・2016年度配当および2017年度配当予想を決議



上記のとおり、昨今の不透明な国内外の政治・経済環境や、複雑化する国際的な金融規制への対応が求められる当社においては、資本・配当政策は経営方針と一体で総合的に判断されるべきところ、そのような複雑な判断を、年に一度の定時株主総会で行うことは極めて困難であり、事実、当社では、資本・配当政策について、中期計画や年度業務計画の策定に際して、取締役会で繰り返し審議を重ねております。株主総会で決議する場合、その配当の水準次第では、例えば自己資本比率規制の抵触等、株主の皆さまの中長期的な利益を著しく損なう結果となるリスクも否定できません。

当社取締役会は、豊富な経験や高い知見を有するメンバーで構成されており、経営に関するあらゆる事項（マクロ経済・収益見通し・金融規制等）について、リスク委員会の助言なども踏まえつつ、高度な専門性を持って深い議論を行う体制を整えております。また、社外取締役6名を含む非執行取締役が過半数を占め、取締役会議長および指名・報酬委員も全員社外取締役であり、コーポレートガバナンスに関する役割・責務を果たし得る高い独立性を確保しております。

このように、当社は株主の皆さまに対する受託者責任を十分果たし得る体制を整えており、剰余金の配当等という重要な経営判断において、多くの指名委員会等設置会社と同様、株主総会ではなく取締役会において、剰余金の配当を含む資本政策を経営方針と一体で総合的に判断することで、中長期的な企業価値向上ひいては株主の皆さまの利益の最大化を果たすことができると考えております。

加えて、当社は配当性向30%程度を一つの目処とすることを含めた配当方針を対外的に開示しており、配当水準の決定に至る議論の状況も対外的に広く開示しており、配当決定プロセスの透明性は高いと考えております。

#### （投資家との対話・情報開示の強化）

当社取締役会は、剰余金の配当等の決定機関に関する昨年の株主総会の結果を真摯に受け止め、社外取締役のみで構成される社外取締役会議において課題を共有し、取締役会で議論を重ねてまいりました。また、株主・投資家の皆さまとの積極的な対話を通じ、取締役会としての考え方を発信する一方、株主・投資家の皆さまから寄せられた貴重なご意見については、取締役会で採り上げ、速やかに必要な対応を実行しております。今後も更なる対話の強化と情報開示に取り組んでまいります。

#### （取締役会の決意）

当社の全ての取締役は、毎年の株主総会での選任によって経営を付託されていることの重みをしっかりと認識し、剰余金の配当に関しても株主の皆さまの中長期的な利益の観点から最適な判断を行わなければならない、という強い自覚を持ち、当社の経営に取り組んでおります。

以上の点を踏まえ、本議案のような定款変更は不要と考えます。

#### 指名委員会等設置会社の剰余金の配当等の決定機関の状況

指名委員会等設置会社では、剰余金の配当等を  
取締役会のみで決定する企業が多い

約77.5%

55社※（71社中）

日本取締役協会調べの「指名委員会等設置会社リスト」（2017年5月1日時点）および各社HPを元に当社作成

※当社と同様に、定款において、剰余金の配当等を「株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める」としている指名委員会等設置会社

## 第4号議案 定款一部変更の件（政策保有株式の議決権行使）

### 1. 提案内容

定款に以下の条文を加える。

「当会社が経営管理を行っている銀行、証券会社等の子会社に於ける政策保有株式の議決権行使にあたっては、利害関係のない議決権行使助言会社の意見を聞くなどの方法により、適切な議決権行使をするよう、子会社を指導する。」

### 2. 提案の理由

#### 提案理由1

連結ベースで3.5兆円以上の株式を保有する当グループは、平成20年度に4千億円以上の株式関係損失を計上し、二度に渡る巨額増資が必要な一因となった。株式保有を減らす事が基本だが、継続保有株式に関しては、価値の毀損を防ぐ為のリスク管理、価値向上策が必要である。しかし、政策保有株式の議決権行使に関しては、過去にサンテック（極端に低いROEが長年に渡り継続、経営者が世襲）における増配の株主提案に一貫して反対を続ける等の著しく経済合理性を欠く対応を続けて来た。取引企業との馴れ合いにより、客観的・合理的な議決権行使が妨げられている虞が大きく、株主共通の利益に反する資産管理が行われている事を意味する。従って議決権行使助言会社の助言を参考にする等の方法により、政策保有株式の議決権を合理的に行使し、保有株式の価値向上に努めるべきである。なお当議案は前年の総会でISSが賛成推奨し、27%の賛成を得ている。

#### 提案理由2

連結で数兆円の株式を保有する当社グループは、継続保有株式の価値毀損を防ぐ等のリスク管理・価値向上策を行うべきである。しかし政策保有株式の議決権行使について、低いROE（株式資本利益率）が長期で継続する上場企業に対しても、無批判に会社提案に賛成するなど、著しく経済合理性を欠く対応を続けてきた。また昨今、東京証券取引所と金融庁がスチュワードシップコードを制定するなど、銀行を含む機関投資家が投資先企業に対する「資産運用受託者としての責任」を果たす義務がソフトローの形で明記され、機関投資家と上場会社が対話をする必要性などが強調されるなどしており、国際的には「あの（村上ファンド判決など前代未聞の判決等が相次いでいた）日本の資本市場で」かかる改革が行われていることの評価は著しく高い。政策保有株式の議決権を合理的に行使し、保有株式の価値向上に努めるべきである。みずほフィナンシャルグループの2015年の定時株主総会で、同様の議案は、34%の賛同を得ている。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

## 当社取締役会の意見

**反対** 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社および中核子会社（\*）において保有する政策保有株式の議決権行使につきましても、以下の観点で踏まえ、発行会社との対話や営業部門から独立した専門部署による検証等を通じ、総合的に判断することとしております。

- ・発行会社が適切なガバナンス体制を構築し、中長期的な企業価値の増大につながる適切な意思決定を行っているか
- ・当社グループの企業価値向上に資するものか

特に、企業価値や株主利益に影響を与える可能性のある議案等については、その目的および企業価値向上に向けた考え方等を確認したうえで、賛否を総合的に判断することとしております。上記方針については、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」にて開示しており、同方針に反し当社グループの企業価値を損なう

合理性のない議決権行使等は、行っておりません。

引き続き、上記の方針のもとに適切な議決権行使に努めてまいりますので、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

(\*) 「中核子会社」：株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社

## 第5号議案 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）

### 1. 提案内容

「毎年、事業報告及び有価証券報告書において、取締役の報酬について、個別に報酬額、内容について開示し、かつ個別に全ての報酬を日本円ベースで金銭評価し開示することを義務付ける。」という条項を、定款に規定する。

### 2. 提案の理由

個々の役員報酬額や内容等の開示は、株主利益最大化の観点から妥当な報酬が支払われたかどうかを株主がチェックするために極めて重要である。日本以外の先進国の資本市場では、報酬の個別開示は当然のことで、それにより何か投資家に特に不都合が生じたことはなく、それら資本市場の株価指数は我が国の日経平均株価等より大幅に上回るリターンを過去20年で創出している。日本では、一般に役員報酬が高額なことではなく、中長期的な株主価値と無関係な報酬体系が真の問題であり、報酬が個別開示されれば、費用効果の測定をより行いやすくなる。本議案はHOYA株式会社の11年定時総会で48.47%の賛成を得るなどしており、当社がいち早く報酬個別開示を行えば良い意味で注目されるはずである。

(会社注) 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

## 当社取締役会の意見

### 反対 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社は、役員報酬のあり方について、コーポレートガバナンスの最重要事項の一つと認識しております。そのため、社外取締役のみで構成する報酬委員会において、報酬体系を当社グループの経営環境や業績の状況を反映し、中長期に亘る企業価値向上や様々なステークホルダーの価値創造に配慮したものとするため「報酬の決定方針」(75頁をご参照)を定め、当該決定方針に基づき役員の個人別の報酬を決定しております。

この方針の下、当社の報酬体系は、業務執行を担う役員の変動報酬割合を40%とし、各役員の年度計画(連結当期純利益・連結ROE等)に対する達成度等に基本的に連動させることで、企業価値向上に向け役員が果たすべき役割を最大限発揮するよう適切なインセンティブ付けを行っております。また、業績連動性に加え、中長期インセンティブとして、株主の皆さまとの利益意識を共有するべく、変動報酬の50%を業績連動型株式報酬とし、3年間に亘る繰延支給および繰延部分の減額・没収が可能な仕組みを導入しております。

報酬の開示については、結果としての個人別の報酬額を明らかにすることよりも、当社の役員報酬が企業価値向上に対するインセンティブとしていかに機能するかをお示しすることこそが株主の皆さまの負託に応える上で重要と考えており、そのような観点から、上記「報酬の決定方針」において、報酬の基本方針、報酬体系及び概要、透明性・客観性の高い報酬決定プロセス等を当社ホームページ等で公表しております。

そのうえで、個別開示については、法令に則り、個人別の連結報酬額が1億円以上の役員の報酬額を開示するとともに、取締役・執行役別の報酬等の総額及び支給人数を開示しており、報酬水準の客観性・合理性、業績と報酬水準の関連性の適切な

把握を可能とする情報を提供していると考えております。  
したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

## 第6号議案 定款一部変更の件（取締役会議長と最高経営責任者の分離）

### 1. 提案内容

「取締役会の議長と最高経営責任者が、兼任することを原則として禁止し、取締役会議長は社外取締役がならなくてはならない。兼任を認める特別の場合の例外については、株主総会招集通知または参考書類において、かかる兼任が株主にとって最大利益であることを説明する株主への開示を書面で必要とし、代わりに指導的社外取締役を指名しなくてはならない。指導的社外取締役の役割については、取締役会で定めて株主に開示する。」という条項を、定款に規定する。

### 2. 提案の理由

最高経営責任者は社内資源や人事等の権力を持ち、最も監視対象として位置付けられるべきため、企業統治の強化のため国際的に採用されるべき方向性と反する最高経営責任者と取締役会議長の兼任は、なるべく避けるべきである。現状代表執行役等が人事権を持つ幹部社員らが取締役会や各委員会の判断情報の選択に実質的に強い影響力を持ちうる構造になっていると疑われ、社長から独立した取締役会議長らがかかる仕事をするべきで、他の社外取締役よりも当社監督に長時間を費やすことが要請される。本議案の趣旨は北米の企業統治研究者や実務家の標準的な見解（大野忠士『CFA受験ハンドブック [レベルⅡ]』（金融財政事情研究会2004年177頁）「株主の視点による取締役会コーポレート・ガバナンス・チェックポイント」には、取締役会会長の独立性は2番目のチェック項目）、また指導的社外取締役はよく知られた概念である。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

## 当社取締役会の意見

**反対** 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社の取締役会は、当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を示し、当社における企業統治システムの基本的な考え方、枠組みおよび運営指針を定めるものとして、経営の監督に関する規程の中で最上位に位置付けられる「コーポレート・ガバナンスガイドライン」を制定しており、対外的にホームページにて公表し、当社グループのあらゆるステークホルダーに対するコミットメントとしています。

上記ガイドライン第9条は、「取締役会の議長については、取締役会の経営に対する監督機能という役割を踏まえ、原則として社外取締役（少なくとも非執行取締役）とする。」と規定し、実際に「指名委員会等設置会社」への移行後は、社外取締役である大田弘子氏が取締役会議長に就任しており、最高経営責任者と取締役会議長の兼任は行われておりません。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

## 第7号議案 定款一部変更の件（当社従業員が国政選挙や地方議会・首長選挙等に出馬しながらも復職ができる制度の創設）

### 1. 提案内容

「当社は、当社の従業員が、退職手続きを経ずに、国政選挙や地方議会選挙、首



長選挙に出馬することを認め、あるいは、任期を務めた一定期間後に、復職を認める制度を整えなければならない。」という条項を、定款に規定する。

## 2. 提案の理由

号泣県議やセクハラ野次など、地方議会の低レベルさや、東京電力等の労働組合の従業員が、正社員の地位を保持しながら地方議会議員になっている事例などが注目されている。一定知識経験を有した人物による公共分野への新規参入、そのための社会的インフラ整備は、推奨されるべきで、当社従業員が、地方議員や首長を務め、その後に当社に復職することは、当社及び公共サービス分野での人材の多様性を促進し、望ましいと考えられる。当社でも、出向などの制度は存在すると思われるが、一般に監督官庁などへのものであり、癌と化した終身雇用や年功賃金の慣行を、率先して見直す施策は積極的に推進すべきだ。米国では、リンドン・ジョンソン第36代大統領がはじめた、大統領補佐官、副大統領、閣僚などの政府高官のアシスタントとなり、1年間の現場研修を受ける「ホワイトハウス・フェロー」の制度があり、名門企業在職者が応募し、終了後の復職も一般的だ。

(会社注) 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

## 当社取締役会の意見

**反対** 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

公職選挙への立候補は、法で認められている個人の権利であり、当社グループが、社員の公職選挙への立候補を妨げることはありません。また、公職在職期間中は、休職制度の適用等も含め、本人の意向も踏まえながら個別に対応を行ってまいります。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

## 第8号議案 定款一部変更の件（役員研修の方針と実績の開示）

### 1. 提案内容

「当社及び連結子会社における役員研修の方針を、開示しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

### 2. 提案の理由

役員を選任するための議決権行使をする際、招集通知に記載されている候補者の略歴や東京証券取引所により開示が義務付けられている情報のみでは、各候補者の適性を判断する上では不十分である。個別部門での業務執行と会社全体の監視・監督はことなり、不祥事の防止を含む役員の職務を熟知する必要がある。社外役員候補のみならず、候補者の多数を占める社内出身者は、かかる知識や心構えがどの程度備わっているか不明である。そのため、役員研修の方針（最低、第三者による役員研修の有無）の開示により、株主は候補者の適性をよりよく判断することができる。内部で昇進した役員らが引き起こす不祥事は、株主から負託を受けた立場の義務を理解していないために、起こることが一般的で、取締役研修は、欧米の企業統治の教科書において、チェックポイントとされる事項である。2013年みずほフィナンシャルグループ総会で同様の議案が28%の賛成を得ている。

(会社注) 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

## 当社取締役会の意見

**反対** 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社は、取締役、執行役及び執行役員に対し、期待される役割・責務を果たす上で必要な「知識習得・向上の機会」を継続的に提供しております。2016年度は、コンプライアンス・お客さま保護、情報管理、事業継続管理、人権啓発等の研修を実施しております。

社外取締役については、当社の「コーポレート・ガバナンスガイドライン」(第6号議案をご参照)第6条で、「就任の際、また、就任後も継続的に当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、各社外取締役に応じた機会を提供する」と定め、新任の社外取締役に対する就任時の集中研修や、社外取締役による国内営業部店の視察、執行ラインからの情報提供と相互理解の場である「経営状況オフサイト」等の機会を提供しております。

上記の主な取組みは、当社の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載し、当社ホームページ等で公表しております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

## 第9号議案 定款一部変更の件（株主と取締役との連絡と対応に関する規定）

### 1. 提案内容

「重要な懸念を持つ株主が直接社内取締役知られることなく、社外取締役を含む全ての各々の取締役、および指名委員会、報酬委員会、監査委員会との連絡を取ることができるような仕組みを構築しなければならない。株主と各々の取締役との連絡が、執行役または執行役の指揮系統下にある社員を通じて行われることは、それが記録保管のためでない限り避けるべきである。記録保管の場合は、受付と取締役会や各委員会への配達、および回答の記録手順は保管され、株主請求に基づいて提出されなければならない。」という条項を、定款で規定する。

### 2. 提案の理由

執行役知られることなく、株主が指名委員会や監査委員会と連絡を取れることは、重要であり、特に、指名委員会に株主が取締役候補者を独自に推薦できる仕組みを設けるべきである。例えば、代表執行役と社内経営企画部署が共同して行っている不正行為について、監査委員会事務局に伝えようとしても、幹部社員がその間に入って、それができない恐れがある。当社においては、株主が内容証明郵便で執行役の不正行為を監査委員会事務局に送付しても、代表執行役以下の社員が記録を監査委員会に伝えているかさ定かではないのである。本議案に関する機関投資家の意見としての参考文献としては、例えば「説明責任のあるコーポレート・ガバナンス（企業統治原則）国際原則」カリフォルニア州職員退職年金基金（カルパース）2008年4月21日35ページなどを参照。次世代の子供や孫の世代のためにも、「偽装の企業統治」は止めるべきである。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

## 当社取締役会の意見

**反対** 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社では、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」(第6号議案をご参照)第9条において、各取締役に対するサポート等、取締役会事務局業務の専担組織である取締役会室の設置を定め、当社の規程で、取締役会室長は取締役の指示に従う

旨を定めております。また、監査委員会事務局業務を担う監査委員会室を設置し、その室長は当社の規程で、監査委員の指示に従う旨を定めております。そのため、株主と各取締役や各委員会との間の連絡は、かかる取締役会室、監査委員会室によって適切に対応されております。  
したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

## 第10号議案 定款一部変更の件（株主が指名委員会に取締役候補を推薦できる仕組みと平等な取り扱いに関する規定）

### 1. 提案内容

「指名委員会に対して、株主は執行役に知られることなく直接に、取締役候補の推薦を行うことができる。そのためのプロセスは開示されなければならない。株主から推薦された候補の評価は、指名委員会が独自に候補者とする候補と同一の基準を用いなければならない。」という条項を、定款に規定する。

### 2. 提案の理由

指名委員会是最適な取締役構成を目指して、常に職務を行うべきだ。株主が無償で同一能力の新しい取締役候補を推薦した場合、サーチ会社を用いるよりも費用が安くなるわけだから、望ましい。当社は、日経平均等の株価指数と比べて凡庸な成果しか創出されていない。取締役の善管注意義務や忠実義務の観点からは、より優れた取締役候補が存在するにもかかわらず、よりの確性の劣る仲間の取締役候補を指名した場合、株主代表訴訟等の対象となりうる。また当社指名委員会は、例えば40代以下の優秀な人材、3分の1以上の女性等・性的マイノリティーを取締役候補にすることを怠っているので、取締役会の多様性確保という点に関する改善も期待できる。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

## 当社取締役会の意見

**反対** 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

会社法により、一定の要件を満たす株主に株主提案権が認められており、取締役候補者を提案する権利も確保されております。  
したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

## 第11号議案 定款一部変更の件（100を少なくとも上限とした株主提案の招集通知等への掲載について）

### 1. 提案内容

「当社は、会社法305条に基づく株主提案に関する株主への通知請求を受けた場合には、100個を上限として、適法な議案については、株主総会招集通知または参考書類に、提案の議題、議案の要領、提案の理由を掲載しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

### 2. 提案の理由

会社法の専門家で現在弁護士業務停止2年の処分期間中のA氏らは、ジャスダック上場企業の株主総会決議取消請求事件で株主側の勝訴が最高裁で確定した事件の和解交渉において、株主提案者の一人に対して、仮に最大100個の議案の株主提案が行われた場合に、提案の適法性や提案資格要件については精査するものの、適法な提案については、すべての提案を掲載するとの発言を行い、提案



者の一人に対して、同内容の文書を提出している。特に、そもそも招集プロセスや議決権行使が（完全）電子化されるなどの措置が行われた場合、提案数が100あっても、その意見表示を行うべく株主が賛成票を投じたい議案だけ賛成をすればいいだけであり、株主と取締役会が対話することの重要性が強調されている最中、議案数を制限するというのは、フィンテック・ブロックチェーン技術などを背景とした 投票技術の進展を理解しない前時代的見解である。  
 （会社注） 提案内容・提案の理由は、一部固有名詞を除き、原文通りに掲載しております。

## 当社取締役会の意見

**反対** 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

会社法第303条に基づく適法な株主提案がなされた場合、当社は法令の定めにより、適正に対応しています。

株主が提案できる議案数に限度を設けるべきとの意見があることは承知しておりますが、今後の会社法改正の議論の中で検討されるべき事項であると認識しております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

## 第12号議案 定款一部変更の件（監査委員会における告発窓口の設置）

### 1. 提案内容

「監査委員会に、当社取締役や執行役・社員に関する社内外からの内部告発の窓口を設け、そのプロセスを社内外に開示しなければならない。内部告発のプロセスとその処理には、社内取締役と執行役、社内取締役または執行役の指揮系統下の社員は関与してはならない。」という条項を、定款に規定する。

### 2. 提案の理由

不祥事は、経営幹部が主導する場合は金銭的にも深刻であることが多い。社内の執行を監督するため、監査役会や社外取締役が設置されているのであるが、当社の場合にも、監査役会や社外取締役が癒着していると考えられる余地がある。実際、B氏の親族であるC社の経営者が、昼夜、未成年者等への買春という違法行為・公序良俗に反する行為を繰り返している事例において、株主らから指摘を受けても、当社は、一方的に放置しているのが実情である。コンプライアンスは、形式的に適法であるというだけでは足りず、それが総合的な社会通念や社会規範に合致していること、「『法令遵守』ではなく『社会の要請に応えること』である」（元検事の郷原信郎弁護士）が要請されるのであり、当社のかかる事例においても、社外取締役や監査役会による、社内取締役に対する監督などが有効に機能していないと言わざるをえない。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、一部固有名詞を除き、原文通りに掲載しております。

## 当社取締役会の意見

**反対** 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社グループでは、グループ役員に関し、法令や「みずほの企業行動規範」等に違反する行為があった場合、早期に問題を発見し、迅速かつ適切に対処することでグループ全体の健全性の確保に努めており、当社としても社員等が通報できる窓口として「コンプライアンス・ホットライン」を、社内及び外部の法律事務所と専

門業者に設けております。また、当社は、外部の法律事務所に社内外から通報を受け付ける「会計、財務報告に係る内部統制、監査に係るホットライン」も設置しております。

以上のとおり、当社は、社内外に通報窓口を複数設置し、第三者性・公正性の確保に努めるとともに、ホットラインの受信状況を常勤監査委員が確認するなど、監査委員会においても、通報制度が適切に構築・運営されているかを確認しております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは、不要と考えます。

## 第13号議案 定款一部変更の件（代表執行役を交えない社外取締役だけの経営会議開催）

### 1. 提案内容

「取締役会は、1年あたり1回以上、代表取締役や執行役が出席していない社外取締役だけの経営会議を開催しなくてはならず、その活動について少なくとも年に1度株主に報告しなければならない。」という条項を、定款に規定する。

### 2. 提案の理由

当社の取締役会は、経営陣から招聘された社外取締役が、時間と比較して高給を得ながら、代表執行役傘下の幹部社員が提供する情報に基づいてほぼ経営陣側のイエスマン状態となっている恐れがある。これを変えるために代表執行役が出席しない独立社外取締役のみの経営会議を、定期的で開催して議論することを提案する。例えばカリフォルニア州公務員退職年金基金の統治原則でも推奨しており、代表取締役が存在する会議しか存在しないと代表取締役を解任したり問題を指摘したりすることが心理的にも難しくなる。なお、本議案と同趣旨の議案は、10年H O Y A総会で33.91%の賛同を得ており、H O Y A経営陣は、翌年の株主総会招集通知で「提案の趣旨に沿って適切な形で社内規定を改定し反映させ」と記載し、ある程度は実効性を持った変化があったようである。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

## 当社取締役会の意見

### 反対 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社は、社外取締役による「社外者の視点」に基づいた率直な意見を最大限経営全般に反映するための仕組みの一つとして、「社外取締役会議」を「指名委員会等設置会社」移行時に取締役会決議により設置しております。毎年1回以上、社外取締役のみで「社外取締役会議」を開催することとしており、経営上の課題、取締役会運営、ガバナンス体制のあり方等を議論しています。

なお、2016年度は、社外取締役のみで「社外取締役会議」を2回開催し、配当授権に係る取締役会としての対応、取締役会運営の課題、取締役会の実効性評価（中間評価）、2017年度業務計画策定に関連した執行ラインへの要請事項等を議論し、開催実績は「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」にて開示しております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

## 第14号議案 定款一部変更の件（出産や子育てでキャリアを中断した女性等に対する第二「新卒採用」と総合職・幹部社員等への採用枠の実施）

### 1. 提案内容

「出産や子育てでキャリアを中断した女性等に対する支援策として、30代また

は40代以上の人材を対象に、第二新卒採用と名付けた総合職・幹部社員等への採用枠を設ける。」という条項を定款で、規定する。

## 2. 提案の理由

わが国では、労働市場の硬直性、年功賃金と終身雇用慣行により、出産や子育てを経験する女性などが離職した場合に、再び正社員や総合職、幹部社員へのキャリアコースに戻ることが難しい現実があり、これは「集团的マタハラ」とでもいうべき、国際的に恥ずかしい、是正すべき社会問題である。これに対する一つの解決策として、出産や子育て等のライフイベントが、キャリア形成に影響がないように、一時期労働市場から離脱した女性等を対象に、採用の枠を設け、配慮をする雇用政策を採用することを提案する。実際には、雇用政策において、幅広い経験と多様性を持った人材を確保でき、幹部候補にもなることから、当社の中長期的な株式価値にとっても、プラスになることが予想される。現在も政府では、様々な改革案が検討されているが、労働市場改革は、掛け声のみで、ほとんど実行されていないが、いまこそ民間から積極的な改革の狼煙を上げるべきである。

(会社注) 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

## 当社取締役会の意見

**反対** 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社グループでは、様々な環境変化への対応力を高め、持続的な成長を遂げていくためには、多様な人材が持つ視点、発想や価値観を積極的に取り入れていくことが不可欠との考えの下、多様な人材を受け入れ、さらにその成長と活躍を実現する「ダイバーシティ&インクルージョン」を積極的に推進しています。その一環として、今後とも、出産や子育てを行ってきた女性等も含め、様々な経験やキャリアを有する人材の採用・登用を進めてまいります。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

## 第15号議案 定款一部変更の件（アクティビスト投資家に対する差別的な取り扱いの禁止）

### 1. 提案内容

「当社は、アクティビスト投資家に対する差別的な取り扱いを行ってはならず、子会社が差別的な取り扱いを行わないように指導しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

### 2. 提案の理由

第二次安倍政権後、コーポレートガバナンスコードやスチュワードシップコードが制定され、上場企業の経営陣が投資家と中長期的な株式価値増加のため、対話をする必要性が強調され、国際的にも特に海外から高い評価を得ている。しかしながら、このことは日本の経済界や立法・行政の政策担当者には、かかる評価は、理解されていないだけでなく、いまだに「アクティビスト投資家」に対する強い偏見や、差別的な実務慣行が存在することは否定できない。かかる差別的な扱いは、ヘイトスピーチ、あるいは財産権の侵害というべき側面も有しており、国際的に見て恥ずべき状況となっている。そもそも、アクティビスト投資家は、日本以外の先進国では、会社法上認められた株主権を行使し、常識的な投資行動を実行しているだけであり、当然ながら、ハーバード大学などの大学基金や、カルパースなどの年金基金などの機関投資家による、当たり前の投資対象になっている。

(会社注) 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

## 当社取締役会の意見

**反対** 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社は、「国内外における多数のお客さま・株主・投資家のみなさまが当社グループの実態を正確に認識・判断できるよう、継続して、公平かつ適時・適切な情報開示につとめることを経営上の最重要課題の一つに位置付けております。」とディスクロージャー方針に明記しております。加えて、国内のみならず海外においても積極的に投資家面談を実施するなど、国内投資家、外国人投資家問わず公平かつ適時・適切な情報開示及びコミュニケーションの機会の確保に努めております。ご指摘のいわゆるアクティビスト投資家に対する差別的な取り扱いはしておりませんし、子会社でも同じく差別的取り扱いはしておりません。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

## 第16号議案 定款一部変更の件（法務大臣の一連の行動に対する当社としての意見表明に関する特別委員会の設置）

### 1. 提案内容

「法務大臣が、株主提案権を制限する趣旨の立法を企てる答申を法制審議会に行った問題に関連して、当社の立場を、真実に基づいて明確にし、中長期的な株主共同の利益を実現するために、幅広い事実関係に基づいた、よりの確な意見表明を行うための、特別委員会を設置する。」という条項を、定款で記載する。

### 2. 提案の理由

法務大臣は、D社株主総会で、創業家関連企業から、浪人中に給与等を得ていた事実を、株主から指摘された。同社は前年まで、提案理由などを、なるべく不掲載にしようとして企んでいたが、15年はほぼ全文を掲載する和解が裁判所で成立し、D社側は、同事実関係を認めた。他方、法務大臣は週刊新潮の取材に対し、虚偽だと主張しており、D社または法務大臣のいずれかの言い分が虚偽だとみられる（法務大臣側が、虚偽であるとして法的措置を取った形跡なし）。法務大臣による株主提案権を制限する法制審議会への答申案は、法務大臣の個人的不都合に起因した主張の疑いが強く、株主ならびに公共の利害、ステュワードシップコードの理念等にも逆行する性格であり、断固として抗議するべきである。なお同関連企業の経営者は、恒常的に数百人の女性を対象に買春行為を行っており、法務大臣が、かかる人物からの利益供与関係を公にされることを嫌がっている疑念がある。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、一部固有名詞を除き、原文通りに掲載しております。

## 当社取締役会の意見

**反対** 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社グループでは、業務への影響が大きい法令等の改正がある場合においては、業務に係る部署等を中心にその改正動向に十分注意を払い、適切な対応を行っております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。



## 第17号議案 定款一部変更の件（石神井支店における口座凍結問題に関する特別調査委員会の設置）

### 1. 提案内容

「当社石神井支店において、1000万円以上の預金残高を持つ女性の銀行口座が凍結され、最終的に法務局に供託に付された問題に関するコンプライアンス特別調査委員会を設置しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

### 2. 提案の理由

平成19年9月4日に、みずほ銀行石神井支店は、同支店に口座を有する成人女性に、「真の預金者として確認出来なかった為、事務手続きにつき対応いたしませんでした」といって、再三の要請にもかかわらず、銀行口座から預金を下ろさせず、長期間にわたって預金を凍結した挙句、平成23年9月29日に法務局に供託するなどという行為に及んだ。担当者の言い分は、預金開設時の署名が女性の父親のものであるというだけで、女性の勤労所得は長年父親の税理士の指導のもと女性のものであるとして確定申告され、株式配当は、あきらかに女性の名義で源泉されるなどしていた。そもそも、常習的に買春を繰り返し、年間数億円の配当所得を有する父親の私怨によることは、常識的感覚から明らかであった。コンプライアンスは、形式的に適法であるというだけでは足りず、『法令遵守』ではなく『社会の要請に応えること』である」（元検事の郷原信郎弁護士）である。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、一部固有名詞を除き、原文通りに掲載しております。

## 当社取締役会の意見

**反対** 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

みずほ銀行では、預金名義人が真の預金者であることが明確に判断できず、預金の帰属に関して疑義が生じた場合等には、民法第494条に基づき弁済供託を行うことがございます。弁済供託とは、正当な債権者がわからない場合等に弁済を行うための法令に基づいた手続きです。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

## 第18号議案 定款一部変更の件（特定の融資に関する特別調査委員会の設置）

### 1. 提案内容

「平成26年6月23日に実行された総額7億円の金銭消費貸借契約に関する特別調査委員会の設置を設置しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

### 2. 提案の理由

当社は、E社に対する総額7億円にもものぼる金銭消費貸借契約を締結している。ところが、同社の経営者は、未成年や反社会的勢力との関係も疑われる者も含む年間数百人の女性を買春対象とし、他の女性から金銭を媒介に買春相手斡旋を受ける行為を日常的に行っていた。優良貸出先の発掘に困ったのか、当社融資担当者は、反社会的行為について、実際には把握をしながらも、融資を実行するに至っている。コンプライアンスは、形式的に適法であるというだけでは足りず、それが総合的な社会通念や社会規範に合致していること、『法令遵守』ではなく『社会の要請に応えること』である」（元検事の郷原信郎弁護士）が要請されるのであり、この水準の法令遵守意識では、海外人権団体からの批判や、巨額賠償のリスクすら負いかねない事態である。かかる融資を行うことは、提案者らの認識では、問題があると考えられる。

(会社注) 提案内容・提案の理由は、一部固有名詞を除き、原文通りに掲載しております。

## 当社取締役会の意見

**反対** 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社の子銀行では、与信業務に取り組む際の基本姿勢・基本的な考え方・判断基準等を規定した「与信業務規範」において、公共性に反する不当な与信については回避する旨を明記しております。

営業部店では、上記規範の徹底、具体的な与信取引に際してコンプライアンス担当部署に情報の確認を行う等により、不当な与信取引は実行されない仕組みになっております。また、ご指摘の融資取引に関しても、不当な取引に該当するような事情はなく、特別調査委員会を設置する必要はございません。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

## 第19号議案 定款一部変更の件（日本銀行にマイナス金利政策を深堀しないように要望書の提出）

### 1. 提案内容

以下の条文を定款に加える。

「日本銀行総裁に傘下各行頭取がマイナス金利政策を深堀しないように要望書を手渡す」

### 2. 提案の理由

日本銀行（以下日銀）の導入したマイナス金利政策は金融機関だけにリスクを押し付ける行為。貸出を伸ばしお金の回転を良くし景気回復させ収益を上げる狙いは副作用の方が大きい。貸出は伸びてはいるが、空き家が増える中に貸家業向等の不動産融資や高利カードローン等、貸し倒れリスクの大きい信用度の低い融資は将来不良債権化する要因であり、過去の金融危機の教訓が全く生かされていない。深堀すれば赤字転落や、経営基盤の弱い中小金融機関・地方銀行等の破たんが相次ぐことを強く懸念する。銀行生保・郵政3社の株価下落で多くの投資家心理が冷え切って個人消費は更に落ち込む悪循環にも陥っている。日銀に間違った政策を深堀しないように傘下各行頭取が要望書を日銀総裁に手渡すべきである。提案者は日銀の出資者でもあるが、株式会社に相当する総会や提案制度はなく、意見を言う場が無い為止むを得ず市中銀行に提案をした。

(会社注) 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

## 当社取締役会の意見

**反対** 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

日本銀行の政策が民間金融機関に与える影響につきましては、短期的な収益面のみならず、中長期的な日本経済の活性化による収益影響等をも併せて考慮すべきであり、「間違った政策」等と一面的に論ずる事項ではないと考えます。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

以上